

(目的)

第1条 この規則は、愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第6号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(専修学校の高等課程)

第2条 条例第3条第1号に規定する教育委員会が認める課程は、工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する学科であつて、その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。

(奨学金の貸与月額)

第3条 奨学金の貸与月額は、別表に定めるとおりとする。

(奨学生の出願手続)

第4条 奨学生になろうとする者は、連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者と連署した愛媛県奨学生願書（第1号様式）に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる学校の長が作成した愛媛県奨学生推薦調書（第2号様式）を添えて、教育長が指定する期日までに、教育委員会に願出しなければならない。

(1) 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の最高学年に在学し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学を希望する者 在学する学校の長（以下「学校長」という。）

(2) その他特に教育委員会が認めた者 最終在籍学校の長

2 連帯保証人は、保護者又は保護者であつた者でなければならない。ただし、これらによることが適当でないと認められる場合にあつては、4親等以内の親族とすることができる。

3 第1項の場合において、連帯保証人が保護者又は保護者であつた者と同一であるときは、同項中「連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者」とあるのは、「連帯保証人」と読み替えるものとする。

(奨学生の採用)

第5条 教育委員会は、奨学生選考委員会の選考を経て、前条各号に掲げる者のうちから、奨学生採用候補者（以下「採用候補者」という。）及び奨学生補充候補者（以下「補充候補者」という。）を決定し、学校長又は最終在籍学校の長を経て本人に通知する。

第6条 採用候補者又は補充候補者が高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学したときは、連帯保証人（第4条第2項に規定する連帯保証人。以下同じ。）及び保護者又は保護者であつた者と連署した進学届兼確認書（第3号様式）をその年の4月30日までに、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。この場合において、専修学校の高等課程に進学した者にあつては、第2条に定める課程であることを証明する当該学校の学則の写しを添付しなければならない。

2 前項の場合において、連帯保証人が保護者又は保護者であつた者と同一であるときは、同項中「連帯保証人（第4条第2項に規定する連帯保証人。以下同じ。）及び保護者又は保護者であつた者」とあるのは、「連帯保証人（第4条第2項に規定する連帯保証人。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

3 採用候補者又は補充候補者が、第1項の期日までに進学届兼確認書を提出しないときは、その資格を失うことがある。

第7条 教育委員会は、前条の規定による進学届兼確認書の提出があつたときは、審査の上、予算の範囲内において、奨学生の採用を決定し、学校長を経て本人に通知する。

第8条 前4条に規定する場合のほか、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学する者（次項において「高等学校等在学者」という。）が奨学生の出願をしたときは、教育委員会は、奨学生選考委員会の選考を経て、予算の範囲内において、奨学生の採用を決定する。

2 高等学校等在学者で奨学生でないものについて家計の状況の急変その他緊急に奨学金を必要とする事由が生じた場合において当該者から奨学生の出願があつたときは、教育委員会は、予算の

範囲内において、別に定めるところにより奨学生の採用を決定する。

3 前2項の出願手続は、第4条の方法に準じる。

4 第1項及び第2項の規定により奨学生の採用を決定したときは、学校長を経て本人に通知する。

第9条 採用の通知を受けた者は、その通知を受けた日から30日以内に連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者と連署押印した誓約書(第4号様式)に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、連帯保証人が保護者又は保護者であつた者と同一であるときは、同項中「連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者」とあるのは、「連帯保証人」と読み替えるものとする。

3 第1項に規定する期日までに、誓約書を提出しないときは、採用を取り消すことができる。

(成績証明書の提出)

第10条 奨学生は、毎学年末までに当該学年の成績証明書を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

(奨学生の異動届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、異動届(第5号様式)を、学校長を経て速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 引き続き3月以上欠席したとき。

(3) 停学その他の処分を受けたとき。

(4) 誓約書記載事項その他重要な事項に異動があつたとき。

2 前項第4号の場合において、連帯保証人を変更しようとするときは、当該連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

(奨学金の貸与月額の変更)

第12条 奨学生は、奨学金の貸与月額の変更を希望するときは、連帯保証人と連署した奨学金貸与月額変更申請書(第6号様式)を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による奨学金貸与月額変更申請書の提出があつたときは、審査の上、予算の範囲内において、貸与月額の変更を決定し、学校長を経て本人に通知する。

3 前2項の場合のほか、奨学生に条例第5条第1項の表左欄に掲げる区分の変更が生じた場合で、同項の規定により奨学金の貸与月額を減額したときは、学校長を経て本人に通知する。

(奨学金の休止又は停止)

第13条 条例第7条又は第8条の規定により奨学金の交付を休止し、又は貸与を停止したときは、学校長を経て本人に通知する。

(奨学生の辞退)

第14条 奨学生を辞退しようとするときは、奨学生辞退届(第7号様式)を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、奨学生を取り消し、学校長を経て本人に通知する。

(借用証書の提出)

第15条 奨学生が、奨学生でなくなつたときは、貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人と連署押印した奨学金借用証書(第8号様式)及び返還明細書(第9号様式)に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(奨学生であつた者の異動届出等)

第16条 奨学生であつた者は、奨学金の返還完了前に、奨学金借用証書に記載した事項に異動があつたときは、異動届を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人を変更しようとするときは、当該連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

2 奨学生であつた者は、連帯保証人が死亡したとき又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(奨学金の返還)

第17条 奨学金の返還は、年賦によるものとし、その年賦額は、貸与を受けた奨学金の額(貸与を受けた期間が、正規の修業期間に満たないときは、正規の修業期間貸与を受けたものとして算出した額)の15分の1の額とする。この場合において、その額に1万円未満の端数を生じたときは、その端数の額を切り上げた額とする。

- 2 貸与を受けた奨学金を年賦額で除した場合において、端数を生じたときは、その端数に應ずる額は、最後の年賦額に加算する。
- 3 貸与を受けた奨学金の額が、年賦額に満たないときは、その額を一括して返還しなければならない。
- 4 返還すべき奨学金は、知事が発行する納入通知書により毎年12月末日までに納入しなければならない。

(奨学金の返還猶予の手続)

第18条 条例第10条の規定により奨学金の返還猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予願（第10号様式）に、その事由を証明することのできる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第19条 奨学生が死亡し、又は奨学生であつた者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族又はこれに代わる者は、死亡届（第11号様式）に、戸籍抄本を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金返還免除の手続)

第20条 条例第11条又は附則第2項の規定により奨学金の返還免除を受けようとする者は、奨学金返還免除願（第12号様式）に、その事由を証明することのできる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(返還猶予又は免除の決定)

第21条 奨学金の返還猶予又は免除の願い出があつたときは、審査の上、その結果を通知する。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の規則の規定に基づいてなされた行為は、改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和39年10月23日教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日教育委員会規則第6号）

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則別表の規定は、この規則施行の日以後奨学生でなくなる者に係る奨学金の返還について適用し、同日前に奨学生でなくなつた者に係る奨学金の返還については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年9月16日教育委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月23日教育委員会規則第6号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月29日教育委員会規則第5号）

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則別表の規定は、この規則施行の日以後奨学生でなくなる者に係る奨学金の返還について適用し、同日前に奨学生でなくなつた者に係る奨学金の返還については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年3月23日教育委員会規則第6号）

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則別表の規定は、この規則施行の日以後奨学生でなくなる者に係る奨学金の返還について適用し、同日前に奨学生でなくなつた者に係る奨学金の返還については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年3月24日教育委員会規則第3号）

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に奨学生でなくなつた者に係る奨学金の返還については、改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月22日教育委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月22日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月17日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日教育委員会規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則（平成14年4月1日教育委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月22日教育委員会規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の規定は、平成17年度以後に奨学生となる者について適用し、平成16年度以前に奨学生となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月28日教育委員会規則第15号）

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

- 2 この規則施行の日前にされた破産の宣告に係る連帯保証人に対する改正前の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第13条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日教育委員会規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第7条の規定は、平成17年度以後に高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学する者について適用する。

附 則（平成17年10月14日教育委員会規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則（以下「旧規則」という。）第1号様式、第3号様式から第6号様式まで、第9号様式及び第10号様式の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第1号様式、第3号様式から第6号様式まで、第9号様式及び第10号様式の規定により提出された書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある旧規則第1号様式、第3号様式から第6号様式まで、第9号様式及び第10号様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則（平成18年9月1日教育委員会規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則（平成22年 3 月31日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月12日教育委員会規則第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第 1 号様式及び第 4 号様式の規定は、平成27年度以後に奨学生となる者について適用し、平成26年度以前に奨学生となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月31日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 8 月28日教育委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月14日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日教育委員会規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出された書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則（令和 5 年12月26日教育委員会規則第 9 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第 1 号様式の規定は、この規則の施行の日以後に提出される書類について適用し、同日前に提出された書類については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分		月額
1 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程	自宅通学のとき	5,000円、10,000円、15,000円又は18,000円
	自宅外通学のとき	5,000円、10,000円、15,000円、20,000円又は23,000円
2 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程	自宅通学のとき	5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円
	自宅外通学のとき	5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円、30,000円又は35,000円

第1号様式（第4条関係） 愛媛県奨学生願書
(表)

区分 予約・在学・緊急

愛媛県奨学生願書

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

本人

連帯保証人

(〒)

住所

氏名

(〒)

住所

氏名

本人との続柄

ふりがな 氏名			生年月日	年 月 日		日生	
在学 (卒業) 学校	立	学校 (分校)	科	全日制・定時制 通信制・(単位制)	学年	卒業・修業 (予定)年月	
			(年度第1学年入学)		年 月		
進学 希望 学校	立	高等学校 (中等教育学校・高等部) 高等専門学校 専修学校 (高等課程)				科	
通学 形態	自宅通学・自宅外通学		貸与希望 月 額	円			
生計を一にする家族	ア 就学者以外				イ 就学者 (本人除く)		
	続柄	氏名	年齢	職業	続柄	氏名	年齢
家庭事情及び学校生活に対する意欲	奨学金の貸与を必要とする家庭事情や学校で学びたいこと、特に意欲的に取り組んでいることを記入してください。						
						
						
						
						
						
						

(裏)

(本人が未成年者である場合)

出願について、保護者として同意します。

なお、保護者が複数の場合は、その全員の同意を得た上で、保護者の代表として署名していることを誓約します。

保護者

住所

氏名

本人との続柄

(本人が成年者である場合)

保護者であった者

住所

氏名

本人との続柄

- (注) 1 本人及び連帯保証人の欄は、それぞれ該当する者が自署すること。
2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者が同一である場合は、当該欄の記入を省略することができる。
3 本人が成年者である場合は、保護者であった者の欄に保護者であった者が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者であった者が同一である場合は、当該欄の記入を省略することができる。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2号様式（第4条関係） 愛媛県奨学生推薦調書

区分	予約・在学・緊急
----	----------

愛媛県奨学生推薦調書

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

学校名

学校長 氏名

下記の者は、愛媛県奨学資金貸与条例の規定による奨学生として適当と認め推薦します。

ふりがな 氏名		在学 (卒業) 学校	立 校 科 (年度第1学年入学)	学校 (分校) 年
生年月日	年 月 日生		全日制・定時制 通信制・(単位制)	

1 次の事項についていずれかに☑を付けてください。				2 欠席の状況	
	良い	標準	悪い	欠席日数/出席すべき日数	
学習活動	学習に対する意欲	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> ない、少ない	第1学年 / 日
	学習に対する態度	<input type="checkbox"/> 良い	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 良くない	第2学年 / 日
	成業の見込み	<input type="checkbox"/> 確実	<input type="checkbox"/> 心配はない	<input type="checkbox"/> 心配がある	第3学年 / 日
行動	生活習慣	<input type="checkbox"/> 良い	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 良くない	当年度算定日 月 日現在
	行動全般	<input type="checkbox"/> 良い	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 問題がある	成績評定に欠席や欠課の影響がある場合、下欄に詳細を記入してください。

3 学習成績			人物総合判定		
学習成績の評定平均値	評定平均4.0以上の教科数	A	B	C	
<input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高等学校		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

4 学校内外の活動	活動歴	活動意志	活動内容	活動期間 又は回数
	有 無	有 無		
ホームルーム、生徒会役員としての活動	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		年間 (回)
部活動	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		年間 (回)
学校外活動 (子ども会リーダー、ボランティア等)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		年間 (回)

5 単位制課程における履修状況 ※ 定時制・通信制 (学年制でないもの) の場合に記入して下さい。

前年度までの修得単位数	単位	当年度の履修単位数	単位
-------------	----	-----------	----

推薦所見	所見記入者氏名	
	
	
	
	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3号様式（第6条関係） 進学届兼確認書

進 学 届

年 月 日

愛媛県教育委員会様

採用候補者

補充候補者

番 号

氏 名

生年月日

年 月 日

下記のとおり進学しましたのでお届けします。

- 1 進学学校名（ 科）
- 2 卒業予定 年 月
- 3 通学形態 自宅通学・自宅外通学

[在学証明欄]

上記の者は、本校
本校の高等課程（ 科）に在学していることを証明します。

〔専修学校の高等課程の場合〕
本校の高等課程（ 科）は、別添学則の写しのとおり、愛媛県奨学資金
貸与条例施行規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号）第2条に定める課程
であることを証明します。
年 月 日

学校長 氏名

確 認 書

上記の進学届を提出するに当たり、奨学金については、自宅通学
自宅外通学の月額
円の貸与を希望することを確認します。

本 人 住 所

氏 名

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名

保 護 者 又 は 住 所

保護者であつた者 氏 名

- (注) 1 進学届の3の項については、該当する文字を○で囲むこと。
2 在学証明欄にあつては、該当する文字を○で囲むとともに、専修学校の高等課程に進学した場合は学科名を記入すること。
3 確認書にあつては、該当する文字を○で囲むこと。
4 本人、連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者の欄にあつては、それぞれ該当する者（保護者又は保護者であつた者が複数の場合は、その代表）が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者又は保護者であつた者が同一である場合は、保護者又は保護者であつた者の欄の記入を省略することができる。
5 専修学校の高等課程に進学した者にあつては、愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第2条に定める課程であることを証明する当該学校の学則の写しを添付すること。
6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第4号様式（第9条関係） 誓約書

誓 約 書

愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第6号）に基づく奨学生として、愛媛県奨学資金貸与条例施行規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）及び指示を守り、必ず成業します。

なお、奨学金の返還については、規則に従って履行することを連署して誓約します。

また、奨学金の貸与又は返還の実施のために必要があるときは、奨学生本人及び連帯保証人の住所、所在、勤務先、資産、収入等について、愛媛県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が愛媛県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

さらに、同意の内容については、奨学金の返還が完了するまで、下記の住所又は氏名に変更があつた場合も有効な旨、併せて同意します。

年 月 日

貸与月額 円 ただし、貸与期間中に月額の変更があつた場合は、当該変更の開始月以降は変更後の月額とします。

貸与の始期 年 月分から

貸与の終期 在学する学校の正規の修業期間までとします。ただし、それ以前に貸与を停止された場合は、その月までとします。

決定番号	
在学学校名（科）	
本人住所	
氏名	㊟
連帯保証人住所	
氏名	㊟
本人との続柄	
保護者又は住所	
保護者であつた者氏名	㊟

愛媛県教育委員会様

- (注) 1 本人、連帯保証人及び保護者又は保護者であつた者の欄は、それぞれ該当する者（保護者又は保護者であつた者が複数の場合は、その代表）が自署押印すること。ただし、連帯保証人と保護者又は保護者であつた者が同一である場合は、保護者又は保護者であつた者の欄の記入及び押印を省略することができる。
- 2 連帯保証人は、印鑑証明書を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第5号様式（第11条、第16条関係） 異動届
（その1） 休学・長期欠席・退学・復学・停学用

異 動 届

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

決定番号

本人住所

氏名

保護者住所

氏名

下記のとおり学籍の異動を届け出ます。

異動年月日	年 月 日
届出事項	休学 ・ 長期欠席 ・ 退学 ・ 復学 ・ 停学
期 間 (休学・長期欠席・ 停学の場合のみ記 入)	年 月 日 から 年 月 日
事 由	
学校長の証明	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 学校名 校長氏名

- (注) 1 本人の欄は、自署すること。
2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。
3 届出事項の欄は、該当するものを○で囲むこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(その2) 転学(転科)用

異 動 届

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

決定番号

本人住所

氏名

保護者住所

氏名

下記のとおり転学(転科)を届け出ます。

転学(転科)元	学校名	
	学科	
転学(転科)先	学校名	
	学科	
転学(転科)年月日	年 月 日	
事由		
転学後の貸与	希望する ・ 希望しない	
	貸与の継続を希望する場合で、学校及び通学形態の区分が変更(例:公立 自宅通学から私立 自宅外通学)になる場合は奨学金貸与月額変更申請書(第6号様式)を提出してください。 貸与の継続を希望しない場合は、奨学生辞退届(第7号様式)を提出してください。	
学校長(転学先)の証明	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 学校名 校長氏名	

- (注) 1 本人の欄は、自署すること。
2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。
3 転学後の貸与の欄は、該当するものを○で囲むこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(その3) 住所・氏名変更用

異 動 届

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

決定番号

在学学校名又は

奨学生であったときの学校名 (科)

本人住所

氏名

(電話番号)

保護者住所

氏名

(電話番号)

下記のとおり住所・氏名の変更を届け出ます。

本人	変更前	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
	変更後	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
連帯保証人	変更前	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
	変更後	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
あつた者 保護者又は保護者で	変更前	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
	変更後	住所	(〒)
		ふりがな 氏名	
異動年月日		年 月 日	

(注) 1 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(その4) 連帯保証人変更用

異 動 届

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

決定番号

在学学校名又は

奨学生であったときの学校名 (科)

本人住所

氏名

(電話番号)

保護者住所

氏名

(電話番号)

下記のとおり連帯保証人の変更を届け出ます。

旧連帯保証人	住所	(〒)	
	氏名	本人との続柄 ()	
新連帯保証人	住所	(〒)	
	氏名	本人との続柄 ()	㊟
異動年月日	年 月 日		
変更の理由			

- (注) 1 本人の欄は、自署すること。
2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。
3 新連帯保証人の欄は、自署押印すること。
4 新連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

奨学金貸与月額変更申請書

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

決定番号
 在学学校名（ 科）
 本人住所
 氏名
 連帯保証人住所
 氏名
 保護者住所
 氏名

下記のとおり奨学金の貸与月額の変更を受けたいので申請します。

変更前	貸与区分	自宅通学 ・ 自宅外通学
	貸与月額	円
変更後	貸与区分	自宅通学 ・ 自宅外通学
	貸与月額	円
変更開始希望時期		年 月分から
変更事由		

- (注) 1 本人及び連帯保証人の欄は、それぞれ該当する者が自署すること。
 2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。
 ただし、連帯保証人と保護者が同一である場合は、当該欄の記入を省略することができる。
 3 貸与区分の欄は、該当する文字を○で囲むこと。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第7号様式（第14条関係） 奨学生辞退届
奨 学 生 辞 退 届

年 月 日

愛媛県教育委員会様

決 定 番 号

在学学校名（ 科）

本 人 住 所

氏 名

保 護 者 住 所

氏 名

下記のとおり奨学生を辞退しますからお届けします。

1 辞退期日 年 月 日

2 事 由

3 奨学金受領期間 年 月分から

年 月分まで

（注）1 本人の欄は自署すること。

2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

奨 学 金 借 用 証 書

収 入
印 紙

金 額	百	十	万	千	百	十	円

愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第6号）に基づき、上記金額を借用いたしました。

つきましては、関係諸規程に従い、奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還いたします。万一正当な理由がなくて、奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても、又は強制徴収の処置を執られても異議ありません。

なお、この奨学金の返還について訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず、愛媛県松山市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに異議ありません。

年 月 日

決 定 番 号

本 人 住 所

氏 名 ㊟

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名 ㊟

保 護 者 住 所

氏 名 ㊟

愛媛県知事 様

- (注) 1 本人及び連帯保証人の欄は、それぞれ該当する者が自署押印すること。
- 2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署押印すること。ただし、連帯保証人と保護者が同一である場合は、当該欄の記入及び押印を省略することができる。
- 3 連帯保証人は、印鑑証明書を添付すること。

奨学資金返還明細書

決定番号				返還総額	円	
氏名				返還期間	年 月から 年 月まで 年間	
借 用 金 額 内 訳	借 用 期 間			借用月数	借用月額	借用金額
	年 月から 年 月まで			月	円	円
	年 月から 年 月まで			月	円	円
	年 月から 年 月まで			月	円	円
	年 月から 年 月まで			月	円	円
	借 用 金 額 合 計			延べ 月		円
返 還 計 画	年 賦 額		返 還 回 数		最 終 返 還 額	
	円		回		円	

- (注) 1 記入は正確に、数字は算用数字を使用すること。
 2 書き漏らしのないよう、特に注意すること。
 3 借用証書に記入した金額と、返還総額が相違しないこと。
 4 年賦額は、奨学資金貸与条例施行規則に定める額を下回らないこと。
 5 返還計画は、必ず写しを取っておくこと。

第10号様式（第18条関係） 奨学金返還猶予願
奨 学 金 返 還 猶 予 願

年 月 日

愛媛県教育委員会様

決 定 番 号

奨学生であつたときの
学校名（ 科）

本 人 住 所

氏 名

（電話番号 ）

保 護 者 住 所

氏 名

（電話番号 ）

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたいので、関係書類を添えてお願いし
ます。

1 返還猶予希望期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 事 由

- (注) 1 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第11号様式（第19条関係） 死亡届
死

亡

届

年 月 日

愛媛県教育委員会様

遺族又はこれに代わる者

住 所

氏 名

本人との続柄

下記のとおり戸籍抄本を添えてお届けします。

- 1 決 定 番 号
- 2 在学した学校名又は
奨学生であつたときの学校名（ 科）
- 3 氏 名
- 4 死 亡 年 月 日

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第12号様式（第20条関係） 奨学金返還免除願
奨 学 金 返 還 免 除 願

年 月 日

愛媛県教育委員会様

本 人 住 所

氏 名

(電話番号)

(死亡の場合) 遺族又はこれに代わる者

住 所

本人との続柄

氏 名

(電話番号)

保 護 者 住 所

氏 名

(電話番号)

下記のとおり奨学金の返還を免除していただきたいので、関係書類を添えてお願いします。

- 1 決 定 番 号
- 2 在学学校名又は奨学生であつたときの学校名
- 3 借 用 金 額 円
- 4 返 還 済 の 金 額 円
- 5 返 還 未 済 の 金 額 円
- 6 免除を希望する金額 円
- 7 免 除 願 出 の 事 由

- (注) 1 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。